

# 努力義務の適用対象

法律の概要



食料システム法における努力義務は、取引を行う人とその取引の内容によって適用対象となるか判断されます。適用対象は、①飲食料品等事業者等同士で行う、②飲食料品等の売買その他の取引です。

努力義務

## ①飲食料品等事業者等とは

飲食料品等事業者等とは、

- ① 飲食料品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う食品等事業者
  - ② 飲食料品等の生産の事業を行う農林漁業者
- を合わせた総称です。

判断基準

※ 製造、加工、流通又は販売の事業を行う者とは、営利目的かどうかは問わず、外形的に製造、加工、流通又は販売を行っているとは判断される場合は対象となります。

事案処理手続

## 飲食料品等の定義

食品等のうち、①飲食料品及び②その原料又は材料として使用されるもの（農林水産物又は農林水産物を原料若しくは材料として製造し、若しくは加工したものに限る。）をいいます。（食料システム法第2条第10項）

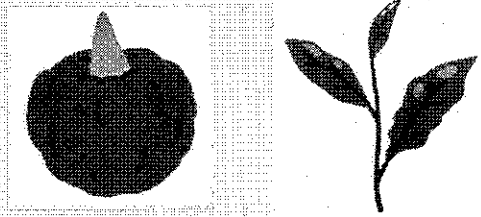
### ①飲食料品



イメージ

そのまま又は調理して食べるもの

### ②飲食料品の原料又は材料として使用されるもの



こんにゃく芋(こんにゃく粉)や茶葉、生乳など

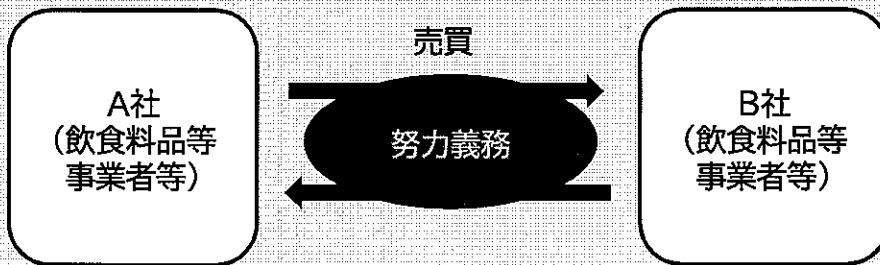
法律等の条文

## ② 売買その他の取引とは

食料システム法の努力義務の適用対象となる取引は、飲食料品等事業者等同士で行う飲食料品等の「売買その他の取引」です。

### 飲食料品等の売買

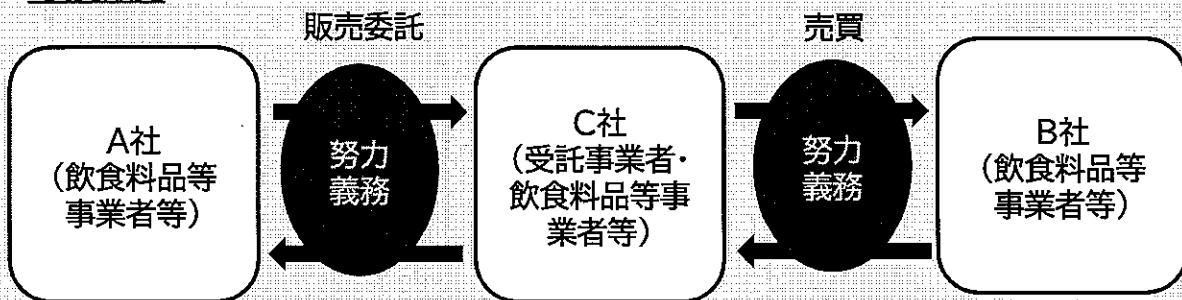
飲食料品等事業者等同士で直接売買を行う取引形態を指します。



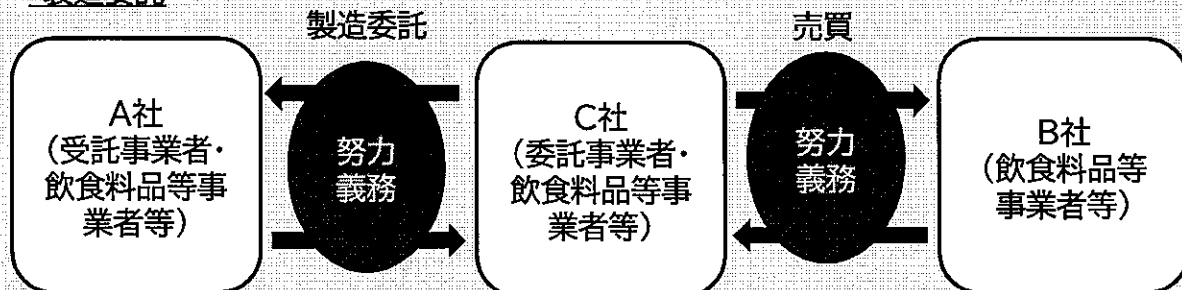
### その他の取引

その他の取引には、飲食料品等の委託販売や製造委託等を含みます。

#### ・委託販売



#### ・製造委託



※ 当事者間で取引条件の協議の余地がない取引(競りや入札等)については、実質的に、取引条件に係る誠実協議に関する努力義務に対する指導等の適用対象外となります。